

令和４年度
第１回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和４年４月２７日（水）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第1回総会 議事録

令和4年4月27日（水）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業委員会の適正な事務実施について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請許可決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 買受適格証明願（3条許可）意見決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：16名）

1 番 山内 磨砂樹	2 番 浅野 豊久
3 番 坂井 利弘	4 番 本多 幸信
5 番 伊藤 真澄	6 番 服田 裕二
7 番 森下 重信	8 番 （欠席）
9 番 （欠席）	10 番 加藤 和敏
11 番 大橋 源一郎	12 番 稲垣 哲夫
13 番 伊藤 真由美	14 番 野田 正広
15 番 浅野 富士男	16 番 武田 金之
17 番 （欠席）	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：14名）

1 番 木村 光男	2 番 今井 賢次
3 番 鷺津 富夫	4 番 蟹江 勇夫

5 番 大嶋 茂
7 番 野田 義隆
9 番 土川 猛司
11 番 山中 政勝
13 番 夫馬 政義
15 番 高橋 紘治
17 番 菱川 善也

6 番 (欠席)
8 番 吉田 善政
10 番 (欠席)
12 番 安藤 均
14 番 (欠席)
16 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：3名)

8 番 戸松 勲
17 番 成瀬 宏満

9 番 河邊 直喜

(農地利用最適化推進委員：3名)

6 番 柴山 守男
14 番 川合 一

10 番 花木 定信

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 藤原 美乃里

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第1回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０６分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第１回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１６名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。３番 坂井利弘委員さん、４番 本多幸信委員さんのご両名をお願いいたします。

【浅野議長】

続きまして、日程第２ 第１号議案「農業委員会の適正な事務実施について」を議題とします。事務局、説明願います。

【角田課長補佐】

第１号議案「農業委員会の適正な事務実施について」を、説明させていただきます。座って説明させていただきますのでよろしくお願いします。

「農業委員会の適正な事務実施」につきましては、平成２１年の農地法等の改正に伴い、農林水産省から農業委員会の事務の適正な実施を確保するため、平成２２年度から「毎年」活動計画を決定し、実行して、年度末にその活動の「点検・評価」を行い、それを次年度の活動計画に反映していくよう通知がございました。今回は、「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について決定していただくものです。お手元の、「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」から説明させていただきますので、よろしくお願いします。１ページをお願いします。

Ⅰ．の農業委員会の状況につきましては、令和４年３月３１日現在の状況で記載してあります。２ページをお願いします。

Ⅱ．担い手への農地の利用集積・集約化についてです。２．の目標及び実績につきましては、集積目標 88ha に対して、集積実績 89ha、うち新規実績 13.75ha、

達成状況として 101.14%になっております。4. 目標及び活動に対する評価につきましては、「目標に対する評価」の案につきましては、「目標は達成しており、目標値の設定は妥当」であったと考ます。また、「活動に対する評価」の案としましては、「農業委員会と市行政の連携に加え、農地中間管理機構や J A と連携して、農地の利用集積を進める」ことは効果的と考えます。3 ページをお願いします。

Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。2. 実績につきましては、参入目標 5 経営体に対しまして、参入実績 1 経営体、達成状況は 20%です。4. 「目標に対する評価」の案につきましては、「新規就農者不足のため、目標の達成に至らなかった。」としております。また、「活動に対する評価」の案としましては、「現在の活動を継続して行い、さらなる新規参入者の確保に努める」ことが必要と考えます。4 ページをお願いします。

Ⅳ. 遊休農地に関する措置に関する評価についてです。2. 実績につきましては、ここには記されておりませんが、令和 3 年度の利用状況調査に基づく、管内の遊休農地面積は 14.3ha となっております。このことから、解消目標 3ha に対しまして、解消実績 5.3ha、達成状況は 176.7%となっております。4. 「目標に対する評価」の案につきましては、「農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、調査を実施するとともに、定期的に保全管理されている農地を確認するため補完調査を行った結果、解消に向けて取り組むべき遊休農地は減少した。」としています。また、「活動に対する評価」の案としましては、「調査精度を高め、補完調査等を実施したことは適当と考える。引き続き遊休農地解消に向けて、土地所有者に対して指導を行い、農地中間管理機構等を通じて利用集積につなげていく」ことが必要と考えます。5 ページをお願いします。

Ⅴ. 違反転用への適正な対応についてです。1. 現状につきましては、令和 4 年 3 月現在で、違反転用面積 0.3ha となっております。この違反転用面積 0.3ha につきましては、国へ報告している数値です。主に浅井町、西成地区に相当以前からある、産廃の山になっている案件です。2. 令和 3 年度の実績につきましては、解決に向けた動きは特になく、現地確認、現状把握をするにとどまっております。また、「活動に対する評価」の案としましては、「引き続き違反転用の発生防止及び早期発見、早期指導を強化する必要がある」と考えております。6 ページ以降につきましては、記載のとおりとなりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてです。なお、令和 4 年度の活動計画につきましては、令和 4 年 2 月 2 日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、新たに「農業委員会による最適化活動の目標」を定め、公表す

ることとなりました。この「目標」につきましては、5月の農業委員会総会においてご審議いただく予定としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等がございますか。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転1件、賃借権設定1件です。詳細は、2ページをご覧ください。

1番につきましては、経営拡張のため賃借権を設定されるものです。2番につきましては、経営拡張のため所有権を移転されるものです。なお、1番の賃借人と2番の譲受人は同じ方であり、今回2件の申請地を合算することで、経営面積が一宮市の下限面積である2,000㎡を上回ります。以上、農地法3条許可2件につきましては、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の3ページをご覧ください。議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、4ページをご覧ください。

1番につきましては、自己用住宅を建築するものです。農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。以上、農地法第4条許可1件につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は、挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転9件、所有権移転及び賃借権設定1件、賃借権設定3件、使用賃借権設定9件です。詳細は、6ページから10ページとなります。

6ページの1番から7ページの10番につきましては分家住宅を建築するものです。以上、10件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、8ページの11番から9ページの16番につきましては駐車場、17番につきましては物干し場及び駐車場、18番につきましては駐車場及び資材置場、19番につきましては資材置場、20番につきましては車両置場として利用されるものです。つづきまして、10ページの21番につきましては物流倉庫建築のための仮設事務所及び駐車場として一時的に利用されます。22番につきましては埋蔵文化財の発掘調査のため一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。また、15番、16番、19番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整を行い、いずれも許可の見込みがあることを確認しております。以上、農地法第5条許可22件につきましては、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「買受適格証明願（3条許可）決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の11ページをご覧ください。議案第4号は、買受適格証明願（3条許可）意見決定についてです。今月の申請は、2件です。詳細は、12ページをご覧ください。

1番につきましては、経営拡張のために所有権を移転する目的で、名古屋国税局が行う公売に参加するために、3条許可の証明の申請をするものです。

2番につきましては、経営拡張のために所有権を移転する目的で、名古屋地方裁判所一宮支部が行う競売に参加するために、3条許可の証明の申請をするものです。以上、買受適格証明願（3条許可）2件につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」

を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の13ページをご覧ください。議案第5号についてご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。本案は、税務署が行う相続税の納税猶予について、申請者が適格者かどうか、当農業委員会で決定を願うものです。今月の申請は、2件です。詳細は、14ページをご覧ください。

1番、2番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

【大橋委員】

1番についてお尋ねします。面積が1546㎡のうち1529㎡となっており、17㎡違う理由は何ですか。

【神尾主査】

1番につきましては、一部道路になっている部分がありますので、その部分の面積を納税猶予の対象地から除外しています。

【大橋委員】

1筆の農地の中で、農地部分と道路部分がある場合に、分筆をしてから申請をしてもらうべきではないでしょうか。

【加藤事務局長】

ただいま大橋委員さんからのご意見は、相続税納税猶予を受ける際、農地部分と非農地部分がある場合には分筆をしてということでございます。相続税納税猶予の適格証明にあたり非農地部分がある場合には、従来より分筆までは求めず、その部分の面積を測っていただいて、除外して申請をいただいております。

【大橋委員】

承知しました。

【浅野議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の15ページをご覧ください。議案第6号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画の決定についてです。詳細は、16ページから17ページをご覧ください。

1番から8番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。以上、農地利用集積計画につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第7号「農用地利用配分計画案について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の18ページをご覧ください。議案第7号について、ご説明申し上げます。本案は農地利用配分計画案についてです。詳細は、19ページから21ページとなります。

1番につきましては、7筆 計5,658㎡について、使用貸借権を設定されるものです。つづきまして、20ページをご覧ください。2番につきましては、1筆 505㎡について、賃借権を設定されるものです。つづきまして、21ページをご覧ください。3番につきましては、2筆 計1,057㎡について、権利の移転するものです。こちらは担い手間の賃借権及び使用貸借権の移転となります。以上、農用地利用配分計画案3件につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第7号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「現況証明報告について」
 - ・報告第4号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの5件です。つづきましては、3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから12ページまでの所有権移転33件、賃借権設定3件、使用貸借権設定6件です。つづきまして、13ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、14ページの5件です。つづきまして、15ページをご覧ください。報告第4号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、16ページの2件です。以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願います。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号まで、ご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後２時５５分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 坂井 利弘

署名者 本多 幸信